

管理職員等の範囲を定める規則

平成元年11月24日
公平委員会規則第1号

改正の沿革 平成2年公平委員会規則第1号、平成3年公平委員会規則第1号、平成4年公平委員会規則第1号、平成5年公平委員会規則第1号、平成7年公平委員会規則第1号、平成9年公平委員会規則第1号、平成10年公平委員会規則第1号、平成10年公平委員会規則第2号、平成11年公平委員会規則第1号、平成12年公平委員会規則第1号、平成13年公平委員会規則第1号、平成14年公平委員会規則第1号、平成15年公平委員会規則第1号、平成19年公平委員会規則第1号、平成27年公平委員会規則第1号、平成28年公平委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第52条第4項及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第21条の4第3項の規定に基づき、法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めるものとする。

(管理職員等の範囲)

第2条 十勝圏複合事務組合に勤務する職員のうち管理職員等は、別表左欄に掲げる機関について同表の右欄に掲げる職を有する者とする。

附 則（平成元年11月24日）

この規則は、平成元年11月24日から施行する。

附 則（平成2年4月1日）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年4月1日）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年4月1日）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年7月7日）

この規則は、平成10年7月7日から施行する。

附 則（平成11年4月1日）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月26日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年5月2日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年7月22日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月16日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年4月23日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年4月28日）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の管理職員等の範囲を定める規則（別表教育委員会の事務部局の部事務局の項中「教育長、」を削る規定に限る。）の規定は適用せず、改正前の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成28年4月28日）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

機 関		職
組 合 長 の 事 務 部 局		事務局長、担当次長、課長、所長、主幹
議 会 の 事 務 部 局		事務局長、事務局次長、課長
監 査 委 員 の 事 務 部 局		事務局長、主幹
教育委員会の 事務部局	事 務 局	部長、部次長、課長
	高 等 看 護 学 院	副学院長、教務主幹、事務長
	教育研修センター	所長

公平委員会の事務局	書記
-----------	----

備考

- 1 公平委員会の事務局の項中「書記」とは、帯広市公平委員会処務規則（昭和47年公平委員会規則第2号）第7条に規定する上席の書記をいう。